



神奈川労働局発表

平成 29 年 10 月 30 日

神奈川労働局労働基準部安全課
安全課長 原田 聡
主任産業安全専門官 富田 賢二
電話 045(211)7352
FAX 045(211)0048

報道機関各位

死亡災害撲滅に向けて緊急要請を実施

～死亡者 24 名(本年 9 月末現在)、対前年比で 26.3%・5 人の増加～

神奈川県下においては、平成 29 年（9 月末の速報値）の労働災害による死亡者数は対前年比で 26.3%（5 人）増加し 24 人となり、特に、直近 3 月の間（7 月～9 月）で労働災害による死亡者数は 9 人となっています。死亡労働災害の急増という看過できない現状を踏まえ、神奈川労働局（局長 姉崎 猛）では、平成 29 年 10 月 4 日に神奈川県下にある労働災害防止団体、関係事業者団体及び登録教習機関等の 59 団体に対し、死亡災害撲滅に向けて緊急要請を行いました。

あわせて、平成 29 年 10 月 13 日開催した登録講習・教習等機関等業務説明会において、登録講習・教習等機関等 42 機関に要請内容を説明しました。また、一般事業主の周知啓発のためリーフレットを作成、ホームページに掲載しました。

なお、当局管下の労働基準監督署においても同様に周知啓発等の強化を図っています。

< 全国共通 緊急要請のポイント >

- 1 産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検などの要請
労使・関係者が一体となって、基本的な安全管理の取組をはじめとする以下の労働災害防止活動の徹底を要請。
 - ① 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
 - ② 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
 - ③ 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

- 2 死亡者数が増加している業種の取組でのポイントを明示
特に死亡者数が増加している業種（建設業、陸上貨物運送事業、林業、製造業）での労働災害防止ための取組のポイントは以下のとおり。

（建設業）

 - 労働者の立ち入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施
 - 高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施
 - 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

（陸上貨物運送事業）

 - 「荷役5大災害防止対策チェックリスト」を活用した荷役作業での安全対策の実施
 - 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

（林業）

 - 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策の実施

（製造業）

 - リスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の実施
 - 高経年設備に対する優先順位を付けた点検・補修などの実施

関係配布資料

資料1 要請文

平成29年10月4日神労発基1002第3号

(安全衛生主要団体等)

平成29年10月4日神労発基1002第4号

(登録教習機関等)

資料2 参考資料

「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請の概要」

「神奈川労働局関係 荷役5大災害防止とチェックリスト」

写

神勞発基1002第3号
平成29年10月4日

別記安全衛生関係団体 殿
(別記省略)

神奈川県労働局長

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

全国における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられず、また、死亡者数は、平成29年は対前年比で9.6%（8月末現在速報値）の増加となっており、厚生労働省労働基準局安全衛生部長より別添要請が行われたところです。

神奈川県労働局下においても、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、全国同様に平成29年も減少傾向がみられません。死亡者数については増減を繰り返すも減少傾向にあり、昨年は過去最少となったものの、平成29年9月末現在においては24人（速報値）を数え、対前年比で26.3%（5人）の増加となっております。また、月毎の死亡者数をみても毎月複数人が被災し、直近3月の間（7月から9月）で労働者9人が死亡していることから、極めて憂慮すべき事態であり、死亡災害撲滅に向けた労使双方の共通意識を更に高める必要があります。

つきましては、上記厚生労働省労働基準局安全衛生部長の要請に加え、死亡災害事例等（神奈川県労働局管内）を添付しますので活用していただき、貴団体としての取組の強化及び傘下の会員事業場に対する周知、又は関係者への広報等として事業場内に要請文・関係資料の掲示等していただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

写

神勞発基1002第4号
平成29年10月4日

別記登録教習機関等 殿
(別記省略)

神奈川県労働局長

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

全国における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昨年は前年より増加し、平成29年も減少傾向がみられず、また、死亡者数は、平成29年は対前年比で9.6%（8月末現在速報値）の増加となっており、厚生労働省労働基準局安全衛生部長から別添要請が行われたところです。

神奈川県労働局下においても、労働災害による休業4日以上の死傷者数は、全国同様に平成29年も減少傾向がみられません。死亡者数については、増減を繰り返すも減少傾向にあり、昨年は過去最少となったものの、平成29年9月末現在においては24人（速報値）を数え、対前年比で26.3%（5人）の増加となっております。また、月毎の死亡者数をみても毎月複数人が被災し、直近3月の間（7月から9月）で労働者9人が死亡していることから、極めて憂慮すべき事態であり、死亡災害撲滅に向けた労使双方の共通意識を更に高める必要があります。

つきましては、上記厚生労働省労働基準局安全衛生部長の要請に加え、死亡災害事例等（神奈川県労働局管内）を添付しますので活用していただき、貴機関の事業場内に要請文・関係資料等の掲示、講習等の利用者に配布いただくなど特段のご配慮をお願いいたします。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請の概要

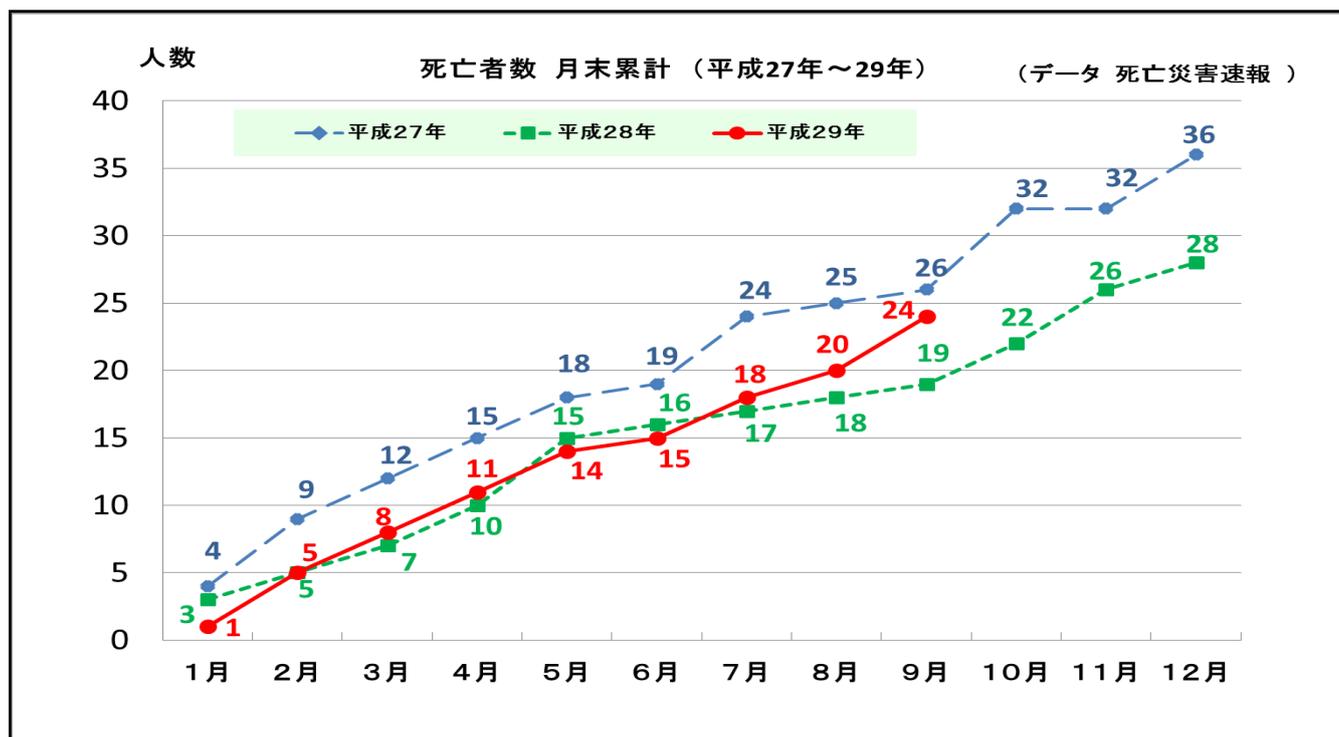
～全国の死亡者数の急増を受け、業界団体などに安全衛生活動の総点検などを要請～
《厚生労働省 参照P4》

◎神奈川労働局管内 死亡者24名（本年9月末現在）、前年と比べ5人増加

◎全国共通要請事項・死亡災害概要（29年発生）を活用して労働災害防止に努めましょう
《神奈川労働局》

神奈川労働局管内の死亡災害発生状況

- ・平成29年9月末現在 死亡者数24人（速報値）、前年同期と比べ5人の増加
- ・直近3月の間（7月から9月）で労働者9人が死亡



*平成27年及び28年は当該月に発生した死亡者数確定値

*平成29年は死亡災害速報による当該月に発生した死亡者数速報値

《参考》

○災害発生状況などの情報は神奈川労働局ホームページ（kanagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp）に掲載しています。



誰もが安心して健康に働くことができる
社会を実現するために

『第12次労働災害防止推進計画』実施中！
労働基準監督署・神奈川労働局

平成29年死亡災害の概要

(参考：神奈川県労働局管内、平成29年9月30日現在、発生月順)

番号	発生月	業種	起因物	発生概要
	発生時刻	事業場規模	事故の型	
1	1月	小売業	起因物なし	早朝の出勤途中、駅前バスロータリーのベンチ付近で被災者が倒れているところを歩行者に発見された。長時間労働による過重業務として労災認定されたもの。
	5時頃	30名～49名	その他	
2	2月	土木工事業	整地・運搬・積み込み用機械	掘削用機械を4tトラックの荷台に乗せようとした際に、掘削用機械が倒れてアームの下敷きになったもの。道板は使用していなかった。
	17時頃	1名～9名	激突され	
3	2月	化学工業	分類不能	始業前の早朝に工場建屋から出火し、焼け跡から被災者の遺体が発見されたもの。
	6時頃	1名～9名	分類不能	
4	2月	広告・あっせん業	乗用車、バス、バイク	配送業務終了後に事業場に戻る途中、国道1号線を走行中、被災者が運転する車が反対車線に飛び出して大型貨物車と衝突したものの。
	16時頃	10名～29名	交通事故(道路)	
5	2月	清掃・と畜業	階段、棧橋	ビルの内部階段でモップを用いての清掃作業中に転倒し踊り場に転落したものの。
	6時頃	1名～9名	墜落、転落	
6	3月	食料品製造業	食品加工用機械	食料品加工工場内で製品の具材を攪拌機で攪拌する作業中、攪拌機の回転している羽に身体が巻き込まれて死亡したものの。
	10時頃	100名～299名	はさまれ、巻き込まれ	
7	3月	土木工事業	玉掛け用具	桁製作ヤード内において、橋型クレーンを使用して鋼製型枠(総重量1.8t)を2本のナイロンスリングで玉掛けし吊り上げて移動中、1本のスリングが切断して荷が傾斜しながら落下、もう1本のスリングも切断した。このため鋼製型枠が落下、下にあった発電機に当たって跳ね返り、そばにいたクレーン操作者に激突したものの。
	16時頃	10名～29名	激突され	
8	3月	陸上貨物運送事業	はしご等	客先にて、トラックに載せた積荷にシートをかける作業を行っていた際、脚立の上に乗って作業していたところ、脚立から墜落したものの。
	16時頃	10名～29名	墜落、転落	
9	4月	陸上貨物運送事業	フォークリフト	コンテナ内において、被災者が1番奥に積込まれた荷の固定状況カメラで撮影していたところ、荷を載せたフォークリフトの運転手がそれに気づかずコンテナ内に進入したため、激突された後、1番奥の荷とフォークリフトで運ばれた荷の間に挟まれたままとしたもの。
	16時頃	10名～29名	激突され	
10	4月	陸上貨物運送事業	トラック	トラックで取引先の印刷工場から翌日の朝刊を配送するため、国道を走行していたところ、交差点を直進で進入中に反対車線から右折してきた乗用車に衝突され、トラックが横転した。搬送先病院で死亡が確認された。
	23時頃	30名～49名	交通事故(道路)	
11	4月	その他の鉄鋼業	玉掛け用具	クレーンを使用して鉄板の束の積み替え作業中、玉掛け用具(ハッカー)の一部が近接した荷の山(鉄板の束を重ねたもの)の上部に接触し、ハッカーが鉄板の束から外れた。ついていた鉄板の束が崩れたことによりクレーンを操作していた被災者が後方にあった別の荷の山との間に挟まれたもの。
	10時頃	30名～49名	はさまれ、巻き込まれ	
12	5月	その他の商業	玉掛け用具	自社敷地内において移動式クレーンを使用して敷鉄板の移動を行っていた。敷鉄板の片側を接地した状態で引き起こし、被災者が敷鉄板に付いた土を取り除こうと敷鉄板に接近した際、敷鉄板の穴の部分にかけていた玉掛け用フックが外れ敷鉄板が被災者側に倒れてきたもの。
	10時頃	50名～99名	はさまれ、巻き込まれ	

13	5月	その他の小売業	トラック	得意先のイベントで商品の展示販売を行い、展示品の撤収作業中、展示品を積んだトラックの荷台に被災者は乗って展示場内を移動していた。トラックが左折した際、荷台で転倒、トラックから地上面へ落下し頭部を打撲した。病院に運ばれ治療を受けたが数日後に死亡した。
	13時頃	10名～29名	墜落、転落	
14	5月	その他の医療保健業	バイク	被災者は所属事業場から他の事業場に向かうため、大型自動二輪車で道路を直進中、薬局の駐車場に入るために右折した普通自動車と接触したものの。
	21時頃	10名～29名	交通事故(道路)	
15	6月	建築工事業	人カクレーン等	免震用の仮設H鋼材(重さ約1.7トン)の取り外し作業のため、建屋に取付けた手動のチェンブロック2個を使用してつり上げたところ、片側のチェンブロックが脱落、片つりとなったつり荷のH鋼材とともに落下、直下にいた被災者に飛来したものの。
	11時頃	1名～9名	飛来、落下	
16	7月	食料品製造業	はしご等	工場内の搬入扉から冷凍マグロを受け入れる作業中、最大高さ約1.28mの台に上がり、冷凍マグロを手かぎを使って引き込んでいたところ、被災者が台の上から床面に転落し、肝臓破裂による出血により死亡したものの。
	9時頃	30名～49名	墜落、転落	
17	7月	ビルメンテナンス業	開口部	マンション内の清掃業務を行っていた被災者が、敷地内にある雨水枦の蓋を開け、枦内に自身の右腕を入れ、そのまま枦内を覗き込む形で上体を入れた後、枦内に頭から落ち込んで脱出できなくなり、雨水枦内部に溜まっていた水(水位約12cm)を吸入したことにより、溺死したものの。
	10時頃	300名～	おぼれ	
18	7月	建築工事業	屋根、はり、もや、けた、合掌	工場のスレート屋根を補修する作業を行っていた労働者が、休憩を終えて作業箇所へ移動していたところ、スレートを踏み抜いて約4メートル下のコンクリート上に墜落したものの。
	10時頃	1名～9名	墜落、転落	
19	8月	清掃・と畜業	トラック	被災者と運転手の2人で貨物自動車でも町内の資源ごみを回収。プラント内で計量終了後、車体後方のあおりを下げて古着置場で古着を荷卸した後、ペットボトル置場に移動するため、被災者を貨物自動車の荷台に乗せて、あおりを下げたまま時速5km程度で50メートル程度移動したところ、被災者が墜落したものの。
	15時頃	10名～29名	墜落、転落	
20	8月	教育・研究業	開口部	当該事業場の屋外通路外側の区域の除草作業を行うにあたり、除草する区域における蜂の巣の有無の確認を熊手を用いて行っていた際、誤って開口部より約5メートル下の地下駐車場に墜落したものの。屋外通路と除草する区域の間には手すりが設けられていたが、手すりを乗り越えて作業する区域に立ち入る必要があったものの。
	9時頃	300名～	墜落、転落	
21	9月	清掃・と畜業	コンベア	修理業者が産業廃棄物の選別・破碎等を行う処理施設に設置されているコンベアの修理作業を行っていたが、修理作業が終わり試運転させたところ、異音が発生したため直ちに停止させて周辺を確認したところ、付近でコンベア部品の加工作業をしていた当該事業場の作業員が当該コンベアに巻き込まれていたものの。
	3時頃	50名～99名	はさまれ、巻き込まれ	
22	9月	その他の事業	エレベータ、リフト	病院内の入院患者用の食事を運搬するために設置された小荷物昇降機の不具合を確認するため、5階の荷の積卸口において戸を全開にして、搬器を50～60センチ下げた状態で頭部から胸部を昇降路内に入れていたところ、上昇してきた搬器の上部と荷の積卸口にはさまれたものの。
	12時頃	1名～9名	はさまれ、巻き込まれ	
23	9月	金属製品製造業	その他の動力運搬機	自動めっき装置ラインにおいて、製品を各めっき槽に投入する搬送機械が下降してきたところに体が挟まれてしまったもの。 めっき槽と搬送機械のラインは、途中でUターンしている形状で、搬送機械は、横移動→下降→上昇→横移動を繰り返している。 □
	6時頃	30名～49名	はさまれ、巻き込まれ	
24	9月	警備業	その他の装置、設備	被災者は商業店舗の警備を行っていたが、店舗の従業員が店舗の営業時間が終了後帰る際に、駐車場のシャッターが完全に閉まっていなかったため確認したところ、被災者がシャッターと乗っていたバイクに挟まれた状態となっているところを発見したものの。
	1時頃	300名～	はさまれ、巻き込まれ	

※ 死亡災害発生概要の内容は未確定のものであり、調査の進展とともに変更又は業務外と判明し削除される場合があります

要 請 事 項（全国共通事項）

《掲載》厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000178011.html>

☆ 重要な共通取組内容

労使をはじめ、関係者が一体となって次の取組を徹底し、労働災害防止に努めること。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

☆ 死亡災害が増加している業種での取組ポイント

建設業

- 建設機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」
⇒労働者の立入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施
- 屋根や足場などからの「墜落・転落」
⇒高所作業における作業床の設置、安全帯の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施
- 「交通事故（道路）」
⇒「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

陸上貨物運送事業

- 荷役作業時などの「墜落・転落」
⇒荷役5大災害防止対策チェックリストを活用した荷役作業での安全対策の実施
- 「交通事故（道路）」
⇒「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の実施

林業

- 伐木などによる「激突され」
⇒「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策の実施

製造業

- 機械などによる「はさまれ・巻き込まれ」
⇒リスクアセスメントや機能安全による機械設備の安全対策の実施
⇒ 高経年設備に対する優先順位を付けた点検・補修などの実施

荷役5大災害防止の取組とは・・・

神奈川県労働局

独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所における調査等では、トラック運転者が荷主先等で荷役作業中に発生した死亡労働災害を分析したところ、以下の①「墜落・転落」②「荷崩れ」③「フォークリフト災害」、トラックによる④「無人暴走」⑤「後退時の災害」が約80%を占めていることが判明しております。これらを「荷役5大災害」に位置付け、陸運事業者及び荷主等が特に重点的に実施すべき事項を陸運事業者用チェックリスト、荷主等の事業者用チェックリストに分けて自主点検していただき、積極的に荷役災害防止に向けた取組を展開していただきますようお願い申し上げます。

1 「墜落・転落」災害

- ・ 陸上貨物運送事業における労働災害の中でトラックの荷台等からの「墜落・転落」が最も多く発生。
- ・ 67%が「保護帽未着用」で発生。そのうち「高さが2m未満」からの「墜落・転落」が最も多く、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

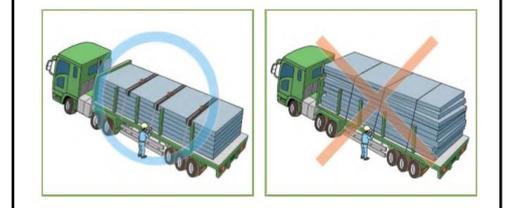


2 「荷崩れ」災害

- ・ トラックの荷台等での「荷崩れ」による死亡災害では、「積みおろし時における被災」が「荷崩れ災害」の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られています。
- ※ 通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

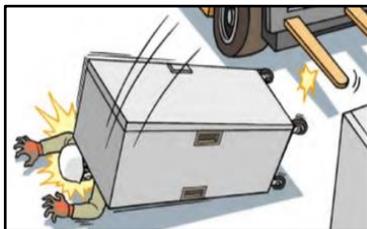


対策 積付け時には、積荷の状態を確認すること(積みおろし配慮)



3 「フォークリフト災害」

- ・ フォークリフトの死亡災害では、フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げた荷物の荷崩れ、フォークリフトと別の作業員との接触など、オペレーター並びに周辺にいる他の作業員が本来禁止されている行動を取ったことによるものが多いことが判明。



事業者・作業員は次のような対策を講じましょう

- ▶ 作業手順書を作成しましょう
- ▶ 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置しましょう
- ▶ フォークリフトに係る安全研修を実施しましょう

4 トラックによる「無人暴走」

- ・ パーキングブレーキを使用しなかった、再度ブレーキが緩かったなどで降車したことが大半。



5 トラック「後退時の災害」

- ・ トラック後方にいた被災者がトラックの後退に気が付かなかったものが多い。



※ 詳しくはホームページをご覧ください。

重大な労働災害を防ぐためには

検索

荷主等が行う「荷役5大災害」防止チェックリスト

(チェック欄記入方法:「○」→実施している。「△」→一部実施している。「×」→実施していない。)

災害の種類	チェック項目		チェック (○、△、× の記入)	改善方針等 (問題点とそれに対する改善方針、実施時期等を具体的に明記してください)
共通事項	保護帽の着用	荷役作業を行っている陸運事業者の労働者が保護帽を着用していない場合、着用を呼びかけていますか。 <u>(事前に陸運事業者との間で取り決め等をしておくことが望まれる)</u>		
墜落・転落災害	安全に使用できる設備の設置	荷主等が管理する施設において、プラットホーム(移動式のものを含む)、墜落防止柵・安全ネット、荷台への昇降設備等の墜落・転落防止のための施設、設備を用意していますか。		
荷崩れ	安全なパレットの提供	荷主等が用意したパレットについて、崩壊・倒壊、踏み抜き等のパレットの破損による労働災害を防止するため、パレットの破損状況を確認し、破損している場合は交換していますか。		
フォークリフト使用時	適切な資格者による運転	陸運事業者の労働者にフォークリフトを貸与する場合は最大荷重に合った資格を有していることを確認していますか。 荷主等の労働者が運転するフォークリフトにより、陸運事業者の労働者が被災することを防止するため、荷主等の労働者にフォークリフトによる荷役作業に関し、必要な安全教育を行っていますか。		
	構内使用ルールの作成・掲示	荷主等の管理する施設において、構内におけるフォークリフト使用のルール(制限速度、安全通路等)を定め、労働者の見やすい場所に掲示していますか。		
	安全設備の設置等	荷主等の管理する施設において、構内制限速度の掲示、通路の死角部分へのミラー設置等を行うとともに、フォークリフトの運転者にこれらを周知していますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分していますか。		
無人暴走	降雪・凍結時の配慮	荷主等の管理する施設において、トラック駐車場所に傾斜があり、降雪・凍結等によりトラックの滑走のおそれがある場合は、駐車場所を変更するか、除雪を行うようにしていますか。		
トラック後退時	誘導員の配置	荷主等の管理する施設において、誘導員を配置し、トラックを安全に誘導するようにしていますか。		
	走行場所の区分	荷主等の管理する施設において、トラックの走行場所と歩行通路を区分していますか。		

このほか、荷役作業場所において、「フォークリフト」や「クレーン」及び「コンベヤー」や「かご車(ロールボックスパレット等)」を使用するには、これらの機械ごとに安全に使用するためのルール作りが必要となります。さらに、「フォークリフト」と「クレーン」によるトラックへの積込み・積卸し作業には、運転するための**有資格者制度**のほか、**作業指揮者の選任と教育**が必要となります。